第1回 海老名市立勝瀬保育園移管先事業者選定委員会 次 第

日 時 令和2年11月6日(金) 午後7時から 場 所 海老名市役所4階401会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題
 - (1) 海老名市立勝瀬保育園移管先事業者募集要項(案)について
 - (2) 海老名市立勝瀬保育園移管先事業者審査要領(案)について
 - (3) その他
- 4 閉 会

海老名市立勝瀬保育園移管先事業者選定委員会委員名簿

市職員

	氏 名	職名	備考
岡田	尚子	保健福祉部長	委員長
内田	拓亜	保健福祉部次長 (子育て担当)	副委員長
鶴間	由美子	保健福祉部次長(福祉担当)兼福 祉事務所長	
告原	幸治	財務部次長	
奥田	ともみ	保育・幼稚園課長	
北原	里江	勝瀬保育園長	

学識経験者

	氏 名	職名	備	考
八田	裕幸	社会保険労務士		
諏訪	文男	税理士		
鍛治	邦彦	元子ども・子育て会議委員長		

保護者代表

氏 名	備考
小島 道雄	
村松 慶隆	

(設置)

第1条 海老名市立勝瀬保育園の民営化にあたり、移管先事業者を選定するに際し、 最も優れた者を選定するため、海老名市立勝瀬保育園移管先事業者選定委員会 (以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1) 事業者選定の基準に関すること。
 - (2) 選定基準に基づき事業者を選定すること。
 - (3) その他事業者選定に関し必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。
 - (1) 保健福祉部長
 - (2) 保健福祉部次長(子育て担当)
 - (3) 福祉事務所長
 - (4) 財務部次長
 - (5) 保育・幼稚園課長
 - (6) 勝瀬保育園長
 - (7) 学識経験者(労務関係)
 - (8) 学識経験者(税務関係)
- 2 委員長が必要と認めたときは、委員会にその他選定に必要と認めた者を加えることができる。

(委員会)

- 第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員長には保健福祉部長を、副 委員長には保健福祉部次長(子育て担当)をもって充てる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議 長となる。
- 2 委員長は、必要と認めたときは、関係者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(解散)

第6条 委員会は、第2条に規定する所掌事項を終了し、移管先事業者が選定され たときに解散する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部保育・幼稚園課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、移管先事業者が選定された日をもって、その効力を失う。

海老名市立勝瀬保育園移管先事業者募集要項

(ダイジェスト版)

募集にあたって

●前提条件等(募集要項1ページ)

- ・必要な議決、認可等が下りなかった場合は事業を実施しない旨を定めます。その場合、補償はしない旨も明示します。
- ・新型コロナウイルス感染症対応について、県内に緊急事態宣言が再発令されるなど、児童に危険が 及ぶような場合は、業務を一時中断する旨定めます。

応募の条件及び方法

●基本理念(募集要項2ページ)

- ・勝瀬保育園が40年以上にわたり運営してきた保育の精神を受け継ぐとともに、民間事業者の発想を生かし、より良い保育を目指すことを求めます。
- ・保育内容の向上を図る場合にあっても、在園児が現在の保育環境に慣れ親しむとともに、行事はもとより、毎日の保育園での生活を楽しみにしていることを最大限尊重することを求めます。

●移管時期(募集要項3ページ)

- ・引継期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとします。
- ・移管時期は令和4年4月1日とします。

●応募資格(募集要項3ページ)

○~5歳児を預かる認可保育園。○~2歳児のみの小規模保育園のみを運営する事業者は、対象外です。

- ・令和2年10月1日現在において、海老名市内で認可保育園を運営している法人
- ① 勝瀬保育園が積み重ねてきた保育の実績を尊重し、これを継承していく力量を擁すること。
- ② 移管後、当該保育園を現在の場所で30年以上安定的に運営すること。
- ③ その他、税の滞納、法令違反などがないこと。
- ・応募にあたっては、現場説明会への参加を必須とします。

●選定方法(募集要項3ページ)

- ・次の方法により選考を進め、事業者を決定します。
- ①資格審査 ②書類審査 ③プレゼンテーション ④応募事業者が運営している保育園の見学

移管にあたっての条件(施設関係)

●移管の方法(募集要項7ページ)

- ・用地については、10年間の無償貸与とし、無償貸与期間満了後は有償での譲渡とします。
- 建物については、現状のまま有償譲渡とします。

●建て替え工事の実施(募集要項8ページ)

- ・民営化後の建て替え計画も、審査項目とします。
- ・新園舎の整備のほか、リノベーションによる方法も提案可能とします。
- ・定員の設定、園舎の配置、屋上の活用、畑の活用などは、民間事業者の提案を審査します。
- 園庭については、敷地内で県条例に定める基準面積を確保するよう求めます。

移管にあたっての条件(運営関係)

●遵守すべき期間(募集要項9ページ)

- ・ここに示す基準については、移管後、令和2年10月現在在籍している児童が卒園するまでの期間は遵守するよう求めます。
- ・次に定める三者協議会での合意により、変更することは可能とします。

●三者協議会の設置・運営(募集要項9ページ)

- ・民営化後も市や保護者の意見を運営に反映させるため、「保護者」「市」「事業者」による三者協議会を設置します。
- ・現在の在園児が卒園するまでは三者協議会の設置を義務付け、その場での決定事項は遵守するよう求めます。

●職員体制(募集要項9ページ)

- ・勝瀬保育園に勤務した経験を持つ職員のうち、希望する者について、可能な限り新事業者で採用することを求めます。
- ・職員配置については、経験年数等に配慮するなど、業務遂行にふさわしい保育士、調理員その他必要な人員を選定することを求めます。
- ・障がい児やアレルギー児にも対応でき人員配置を求めます。

●事業者が行う業務(募集要項9ページ)

- 運営は、この要項、協定書、三者協議会での合意事項に基づき実施するものとします。
- ・ 開所日・ 時間・ 行事等は、 現在と同等以上の内容とするよう求めます。
- ・給食は、自園調理による完全給食を必須とします。
- 保護者の実費負担を求めるような行事(遠足等)は、三者協議会での協議が必要です。

協定・契約の締結

●協定の締結(募集要項13ページ)

- ・事業者内定後、速やかに仮協定を締結します。
- ・ 項目の詳細については、協議後に本協定を締結します。

●運営の引き継ぎ(募集要項13ページ)

- ・令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間で、運営の引き継ぎを行います。
- ・引き継ぎ期間においては、市が保育の実施主体となりながら、市職員の指示に従い、保育内容の引き継ぎを行うものとします。
- ・ 期間を通じて最低2名の常勤保育士の派遣を受けるものとします。
- ・期間中の具体的な引き継ぎの方法や費用負担のあり方については、提案事項とします。
- ・実際の方法については、事業者の提案をもとに、市及び三者協議会の意見を取り入れながら、事業者と協議の上契約を締結します。

●譲渡・貸借契約の締結(募集要項13ページ)

- 土地については、移管までの間に期間を10年間とする無償での使用貸借契約を締結します。
- ・土地の使用貸借契約期間中に、不動産鑑定を実施し、期間満了後の譲渡について定める譲渡契約を締結します。
- 建物については、移管までの期間に事業者と譲渡契約を締結します。

(案)

海老名市立勝瀬保育園 移管先事業者募集要項

令和〇年〇月 海老名市

海老名市立勝瀬保育園移管先事業者募集要項

目次	
H '/\	

1	募集にあたっ	て・・・													•							1
2	応募の条件及	び方法・						•		•		•	•	•	•	•	•	•				2
3	移管にあたっ	ての条件		(施言	具	[係)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
4	移管にあたっ	ての条件		(運営	對對	[係)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
5	協定・契約 σ)締結••	•		٠		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	\ _																					

別 添

- 図面
- 公立保育園施設概要
- ・ 勝瀬保育園行事予定表 (令和2年度の当初予定です)

1 募集にあたって

1 まえがき

近年、全国的な問題となっている「待機児童問題」については、当市においても抱えている大きな問題です。このため、現在、待機児童の解消を喫緊の課題として捉え、保育園の新設等による定員拡大の取り組みを鋭意進めているところです。

しかしながら、全国的には人口減少社会が到来していることから、近い将来、保育需要も減少することが想定されるため、老朽化対策も含めた今後の公立保育園のあり方を整理する必要があります。

このため、海老名市では、平成30年8月に、今後の公立保育園の運営方針を定めた「公立保育園のあり方」を策定しました。

この中で、海老名市立勝瀬保育園(以下、「勝瀬保育園」という。)については、海老名駅から徒歩20分圏内であり、今後とも保育需要の見込める地域であるため、民営化を行った上で存続させる方向性を定めました。

これに基づき、勝瀬保育園の管理及び運営を引き継ぎ、今後も子どもたちやこの地域住民に親しまれ、愛される保育園として市とともに児童福祉を支えていく事業者を公募型プロポーザル方式にて選定するため、事業者を募集します。

2 事業実施の前提

本事業の実施に際しては、議会の議決や関係機関の許認可が必要となります。市としては、この要項及び事業者との協議に基づき、誠実に事業を進めてまいりますが、予算、資産の譲渡その他議会の議決が必要な事項について、議会が議決しなかったとき、許認可申請その他の行為に対して関係機関の許認可が下りなかったときは、事業の実施ができませんので、予め御承知おきください。

なお、この場合、補償等はいたしかねますので、あわせて御承知おきください。

3 新型コロナウイルス感染症対応

事業実施に際しては、新型コロナウイルス感染症対策に細心の注意を払い実施します。 応募される事業者におかれましても、現場説明会、プレゼンテーションなどにおいて新型 コロナウイルス感染症対策に十分留意の上、適切な対応を取るようお願いします。

また、以下の事態が発生した際には、業務を一時中断し、各種スケジュールを変更する場合があります。これに伴う補償等はいたしかねますので、あわせて御承知おきください。

- 神奈川県に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が出されたとき。
- ・ 勝瀬保育園で感染者が出て、臨時休園したとき。
- その他、児童に危険が及ぶと市が認めたとき。

2 応募の条件及び方法

1 募集にあたっての基本理念

勝瀬保育園では、次に掲げる理念、基本方針及び目標に従い、昭和53年から40年以上に あたり保育を行っています。この精神を受け継ぐとともに、民間事業者の発想を生かし、よ り良い保育を目指してください。

また、保育内容の向上を図る場合にあっても、在園児が現在の保育環境に慣れ親しむとともに、行事はもとより、毎日の保育園での生活を楽しみにしていることを最大限尊重し、保育にあたることに努めてください。

(1) 保育の理念

子どもの最善の利益を考慮し、一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域 に開かれた保育園を目指す

(2) 保育の基本方針

家庭や地域社会と連携を図り、豊かな心を持った子どもを育てる

- (3) 保育の目標
 - 良く遊ぶ子ども
 - ・ 心豊かで思いやりのある子ども
 - 人と協力していける子ども

2 施設の概要

(1) 名 称

勝瀬保育園

※ 移管後は、神奈川県への認可申請により名称を変更できますが、「勝瀬」を必ず使用してください。

(2) 所在地

海老名市勝瀬8番1号

- (3) 施設の概要
 - ア構造

鉄筋コンクリート造(2階建)

イ 敷地面積

1254. 24 m²

(園舎部分と、未舗装の道路を隔てプール部分の2か所に分かれています。)

ウ延床面積

434. 00 m²

(4) 定員等

(令和2年10月1日現在)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
認可定員	6名	9名	10名	10名	10名	15 名	60 名
現員	3名	9名	10名	12名	10名	12名	56 名

(5) 設立年月日

昭和53年4月1日

3 移管時期

(1) 引き継ぎ期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

※ 保育内容にかかる引き継ぎを行う期間として、市職員と移管先事業者による合同 保育を実施します。

(2) 移管時期

令和4年4月1日

※ 移管時期は議会での議決により確定します。

4 応募資格

応募資格を有する者は、令和2年10月1日現在において、海老名市内で認可保育園を運営している法人であることを条件とし、次の全てを満たすものに限ります。

- (1) 児童福祉の本旨を理解し、勝瀬保育園が積み重ねてきた保育の実績を尊重するとともに、これを継承していく力量を擁すること。
- (2) 移管後、当該保育園を現在の場所で30年以上安定的に運営すること。また、そのための能力を有すること。
- (3) 海老名市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経 営支配法人に該当していないこと。
- (4) 最近1年間に、国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- (6) 以下に定める現場説明会に参加していること。
- (7) その他、法令等に違反していないこと。

5 申請手続き

(1) 申請書類等の取得方法、取得期間

ア 取得方法

海老名市ホームページ「ホーム>入札・契約>海老名市立勝瀬保育園移管先事業者の募集について」からダウンロード

イ 取得期間

令和○年○月○日~○月○日

(2) 質問の受付

募集要項についての質問を次のとおり受け付けますので、別紙質疑書(第5号様式) に質問内容を簡潔にまとめ、期限までに下記のアドレスに提出してください。なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けません。

ア 提出先アドレス

hoiku@city.ebina.kanagawa.jp

イ 受付期間

令和○年○月○日~○月○日

ウ 質問への回答

令和〇年〇月〇日までに、質問に対する回答書を海老名市ホームページ「ホーム>入札・契約>海老名市立勝瀬保育園移管先事業者の募集について」に順次、掲載していきますのでご確認ください。質問をした事業者名は公表しません。なお、意見表明や質問内容が不明瞭なものについては回答しないことがあります。

(3) 現場説明会

施設及び現在の運営状況に関する現場説明会を実施します。次の期間内に行いますので、申請を予定している法人は、提出様式集の現場説明会参加申込書(第6号様式)を、期限までに下記の提出先アドレスに提出してください。

ア 提出先アドレス

hoiku@city.ebina.kanagawa.jp

イ 受付期間

令和○年○月○日~○月○日

ウ 実施日程

令和〇年〇月〇日~〇月〇日 (別途連絡します。)

工 参加者

1応募予定者につき、5名までとします(身分証明書を提示してください。)。

- ※ 募集要項に関する質疑は、この説明会では回答いたしかねます。
- ※ この現場説明会に参加されない場合は、応募ができませんので、注意してください。
- (4) 応募書類の提出
- ア 受付場所

海老名市保健福祉部保育・幼稚園課窓口(えびなこどもセンター1階)

イ 受付期間

令和○年○月○日~○月○日

ウ 提出時間

午前〇時から午後〇時まで

6 提出書類

- (1) 申請書類
 - ① 海老名市立勝瀬保育園移管先事業者申請書(第1号様式)
 - ② 海老名市立勝瀬保育園事業計画書(第2号様式)
 - ③ 申請事業者団体に関する書類(様式は任意)
 - 経歴・実績
 - ・代表者の経歴・役員構成・氏名
 - ・組織構成・業務所管部署の配置状況と従業員数
 - ④ 法人の定款の写し、規約その他これらに類する書類
 - ⑤ 法人の登記事項証明書
 - ⑥ 勝瀬保育園の収支予算書(民営化後3か年分)
 - ⑦ 過去3年間(平成29年度~平成31年度)の貸借対照表及び損益計算書又は事業実績報告書及び収支決算書(ただし、当該申請者が申請書の提出日に属する事業年度に設立された場合は不要)
 - ⑧ 法人における令和2年度の事業計画書、収支予算書
 - ⑨ 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(直近の決算期に係るもの)
 - ⑩ 暴力団員等の排除に係る調査承諾書(第3号様式)
 - ① 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
 - ② 労働分野に関する質問回答書(第4号様式)
- (2) 提出書類作成上の留意点

ア 提出書類は、全て A4 判片面カラー刷り (印刷の向き:縦、文字方向:横書き、文字

サイズ: 10.5 ポイント以上)で作成の上、縦型ファイルに左綴じで提出してください。 またインデックスで書類名を示してください。

- イ 申請書提出後の提出書類の記入内容の変更は認めません。
- ウ 申請書類等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、事業者の決定の公表上 必要な場合は、申請書類等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された 書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- エ 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により開示することがあります。なお、非公開としたい情報は、提出様式集の非公開としたい情報届出書(第7号様式)により届け出てください。
- オ 申請に関し必要な費用は、全て申請者の負担とします。
- カ 提出された書類等に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- キ 申請書類提出後に辞退する場合は、提出様式集の参加辞退申出書(第8号様式)を提 出してください。
- ク 市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することは禁止します。また、第三者に対して情報提供することも禁止します。
- (3) 提出部数

正本1部、副本13部(副本は複写可)の計14部 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

7 事業者の選定

(1) 選定方法

事業者の選定については、海老名市立勝瀬保育園移管先事業者選定委員会において、 資格審査、書類審査、面接(プレゼンテーション)及び法人が既に運営している保育園 の施設見学により実施します。審査は、次の選定基準について、別に定める「海老名市 立勝瀬保育園移管先事業者選定委員会審査要領」により採点し、最優秀提案者を選定 委員会の意見として市に提案し、市が移管先事業者を決定します。

(2) 資格審査

応募資格の有無について審査を行います。資格のない事業者は、その後の審査に進めません。審査の結果については、令和〇年〇月〇日までに通知します。

なお、応募資格のうち、暴力団員等の排除に係る調査については、選定作業と並行して行います。調査の結果、海老名市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配法人に該当した場合は、その時点で失格とします。

(3) 選定基準

次に掲げる事項等を考慮して総合的に審査して選定します。

- ア 勝瀬保育園の運営を引き継ぎ、保育サービスの向上を図る能力を有していること。
 - 勝瀬保育園における保育を引き継ぎ、発展させる能力
 - ・ 全ての児童を公平に受け入れる能力
 - ・ 児童の安全・安心の確保

(防災・防犯・衛生・健康管理・虐待・アレルギー・障がい児対応等)

- 利用者のニーズを捉え、サービスの向上を図る能力
- 保育サービスに関する新たな提案内容
- ・ 客観的な評価を行い、質の向上につなげる能力
- イ 勝瀬保育園の今後の運営について、明確な理念及び計画を有していること。

- 民営化後の保育所運営の理念
- ・ 配置する施設長の像
- ・ 民営化後の園舎建て替え計画
- 民営化後の敷地の利用計画
- ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
 - ・ 既に運営している認可保育園その他の事業の業務実績及び財務状況
 - 職員雇用計画及び労働条件
 - 管理運営組織体制
 - ・ 苦情受け付け体制
- エ その他
 - ・ 勝瀬保育園が築き上げてきた地域との関係性その他を受け継ぐ能力
 - 法令遵守能力
 - ・ 子育て支援事業に係る新たな提案内容
 - 地域との交流に係る提案内容
 - ・ 現在勝瀬保育園に勤務している者の採用計画
 - ・ 保育内容の引き継ぎ方法及び費用負担の考え方
 - その他

(4) 面接審查

面接審査の日時については、前項の資格審査の結果において、合格の場合に同通知に合わせて記載します。

ア場所

海老名市役所又はえびなこどもセンター

イ 時 間

1 応募者当たり 30 分を予定(説明 10 分、質疑応答 20 分)

ウ 説明者

会場への入室は、5人までとします(身分証明書を提示してください。)。

エ その他

申請書類に沿って移管先事業者としての適性をプレゼンテーションしてください。 追加提案の説明は認めません。パソコン等が必要な場合は、申請者が用意してください (プロジェクター及びスクリーンは、市でも用意があります。)。

(5) 施設見学

応募事業者が既に海老名市内で運営している保育園について、選定委員会により施設見学を行います。この方法及び日時については、応募事業者に別途通知します。

また、勝瀬保育園在園児の保護者から施設見学の希望があったときは、真摯に対応してください。在園児保護者の施設見学については、選定委員の評点に影響することがあります。

(6) 審査結果

審査結果は、文書により申請者に通知するとともに、内定した事業者名を海老名市ホームページ「ホーム〉入札・契約〉海老名市立勝瀬保育園移管先事業者の募集について」に掲載します。

※ 審査結果の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じません。

3 移管にあたっての条件(施設関係)

1 移管の方法

- (1) 用地の扱い
 - ア 用地は、敷地AとBに分かれています。詳細は、図面のとおりです。
 - イ 敷地AとBの間に、市道 1040 号線が通っています。建て替え後、敷地AとBの一体 利用については、市と協議の上、市道を付け替えることで対応が可能です。この場合、 市道の付け替えに係る費用は事業者の負担とします。
 - ウ 市道 1040 号線の直下には、上水道管及び下水道管 (汚水)が埋設されています。イにより市道の付け替えを行いたいときは、移設にかかる費用も事業者の負担とします。
 - エ 市道 1040 号線と敷地Aの間に、国有地である敷地Cが所在します。イにより一体利用を希望するときは、敷地Cについて譲与を受けるよう市と国で協議します。この場合、有償譲渡となった場合の費用は、事業者の負担とします。
 - オ 敷地Aについては、周囲に水路用地があります。当該部分には、建築物を建造することはできません。また、使用にあたり制限があるほか、手続きが必要です。
 - カ 敷地Aには、防火水槽が埋設されています。開所時間外や建て替え工事中にあっても、 災害時に使用できるよう配慮してください。
 - キ 用地は、保育園運営の目的以外には使用できません。
 - ク 用地は、市と事業者との間で使用貸借契約を締結し、10年間の無償貸与とします。
 - ケ 送迎用駐車場は、建て替え後にあっては別途用意する必要があります。なお、敷地内 に新たに確保する計画としても構いません。
 - コ 職員用駐車場については、必要に応じて運営法人が別途用意してください。
 - サ 園舎東側隣地の敷地内に、万年塀があります。耐震性について疑義があるため、隣地の地権者と市で交渉中です。なお、安全性の確保にあっては、市と隣地の地権者で責任 を持って協議を続け、対応します。
 - シ 10年間の無償貸与期間満了後は、土地を有償で譲渡します。価格については、参考価格を下に示しますが、譲渡に際し不動産鑑定を実施し、議会の議決を経て、譲渡契約の締結により確定します。
 - ス 水路用地は、譲渡の対象外です。

	地 番	面積	評価額
敷地A	勝瀬 67 番地	928. 24 m²	93, 127, 534 円
敷地B	国分南三丁目 995 番地の 2	326. 00 m²	32, 134, 472 円
敷地C	国分南三丁目 67 番地の 2	12. 00 m²	-

(2) 建物の扱い

- ア 建物は、譲渡契約により、現状のまま有償譲渡します。耐震診断は実施済みで、問題なしとの判定が出ていますが、隠れた瑕疵については、本市は一切の責任を負いません。
- イ 譲渡の価格については、参考価格を下に示しますが、譲渡に際し不動産鑑定を実施し、 議会の議決を経て確定します。譲渡契約後、一括払いとします。
- ウ 譲渡を受けた建物は、所有権移転登記後、直ちに運営法人の基本財産に編入すること とします。

- エ 建物の維持管理等に係る経費の一切は、運営法人の負担となります。
- オ 建物は、保育園運営の目的以外に使用することはできません。
- カ その他必要な事項は、契約書により別途協議の上定めます。

	地 番	延床面積	評価額
園舎	勝瀬 67 番地	434. 00 m²	6, 503, 868 円

(3) 工作物及び備品

- ア 施設内の工作物及び備品(市で所有するものに限る。)については、市と事業者で協議の上、譲渡契約を締結し、無償譲渡とします。 OA機器等については除外します。
- イ 現在、園舎内にリース契約にてAEDを設置しています。民営化後も、保育所利用者のほか地域住民の安全確保のため、設置を継続してください。
- ウ その他移管の際に必要な備品及び消耗品等は、運営法人が用意してください。

(4) 各種契約事務

現在、勝瀬保育園で市が長期継続契約している案件は、次のとおりです。この契約については、民営化後、事業者で引き継いでください。引き継ぎに係る契約相手との協議は、市で行います。契約期間満了後の更新の有無は、事業者の自由です。

業務名	金額 (総額)	契約期間	相手方
海老名市立保育園警備業務委託	1,943,136円	平成 31 年 3 月 1 日から 令和 5 年 6 月 30 日まで	セコム株式会社
海老名市立保育園自動 体外式除細動器〔AE	2, 376, 000 円	令和2年10月1日から 令和7年9月30日まで	綜合警備保障株式会 社相模支社
D〕パッケージ賃貸借 海老名市立保育園清掃	16, 024, 080 円	令和2年8月1日から	有限会社誠サービス
業務委託	, , , , , ,	令和5年7月31日まで	厚木支店

※ 公立保育園 5 園の一括契約です。事業者は、勝瀬保育園部分の契約を引き継ぐものと します。巻末に公立保育園の面積等の情報を掲載していますので、参考としてください。

2 建て替え工事の実施

- (1) 現在の建物については、昭和52年度社会福祉施設等施設整備費国庫/県費負担金を活用し建築したものです。この負担金の処分制限期間(47年間)満了後、事業者により建て替え工事を実施してください。なお、国県の指示により、時期が前後することがあります。
- (2) 建て替え工事の時期、方法及び建て替え後の園舎や敷地の計画案については、提案事項とします。
- (3) 園舎の建て替えに際しては、その時点で活用できる国庫・県費補助金により、補助を受けることができます。
- (4) 建て替え工事ではなく、大規模改修工事とする計画の提案も可能とします。この場合でも、30年以上の運営に支障がない計画としてください。また、この場合は、長期の運営に耐えるか判定するため、構造に関する診断を事業者の負担により行うこととしてください。
- (5) 建て替え後も、神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に 定める屋外遊戯場については、敷地内に確保してください。

4 移管にあたっての条件(運営関係)

1 遵守すべき期間

ここに示す基準については、移管後、令和2年10月現在在籍している児童が卒園するまでの期間は遵守してください。なお、3に定める三者協議会での合意により、変更することは可能とします。

その後、市と土地に関する使用貸借契約を結んでいる期間内にあっては、利用者及び関係者の十分な理解のもと、変更について市に協議し、合意を得られた場合は、変更できるものとします。

その後は、法令の範囲内で、関係官署への必要な届出等を行うことにより、変更することができます。なお、2に定める基本的事項については、変更することはできません。

2 事業者が行うべき基本的事項

- (1) 児童福祉法に則り、施設の設置目的を十二分に理解した上で、児童の最善の利益を考慮し、児童福祉施設としての役割を果たしてください。
- (2) 児童の入所承諾・不承諾、解除については、海老名市福祉事務所長の決定に従ってく ださい。
- (3) 現在の勝瀬保育園の保育水準及び保育・子育て支援サービスを一切落とすことなく、 さらに向上を図ってください。
- (4) 児童福祉施設の責任として、障がい者に対する合理的配慮を行うとともに、障がい児 保育やアレルギー児対応の水準を落とすことなく、さらに積極的に取り組んでくださ い。
- (5) 家庭や地域との連携を図り、児童の健全な発達を支援してください。

3 三者協議会の設置・運営

- (1) 事業者・保護者・市の三者でつくる協議会(以下「三者協議会」という。) を移管前 に設置し、移管後の保育内容等について協議してください。
- (2) 移管後においても、令和2年10月現在在籍している児童が卒園するまでの期間は三者協議会を運営し、意見を尊重するとともに、その場での決定事項は遵守してください。
- (3) 現状の保育内容を変更するとき、新たなサービスを導入するときや保護者からの要望などの対応については、三者協議会で協議の上、決定してください。

4 職員体制

事業者は、運営業務開始までに余裕を持ち、経験年数等に配慮するなど、業務遂行にふさわしい保育士、調理員その他必要な人員を選定してください。

なお、勝瀬保育園に勤務した経験を持つ職員で、勤務を希望する職員(保育士、調理員、 安全監視員等)については、可能な限り採用してください。

(1) 統一事項

ア 事業者は、業務を的確かつ迅速に行うことはもとより、当該施設における風紀・業務 規律を乱すことのない者を選任してください。

イ 神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める職員配置 を遵守してください。

- ウ 労働基準法その他法令に基づき適切な労務管理を行ってください。
- エ 保育及び調理業務に従事する職員に対しては、サルモネラ菌・赤痢菌・0-157 についての腸内細菌検査を定期的に実施してください。
- オ 利用者の救命救急の観点から、普通救命講習を終了し救命技能認定を受けている者を 常時配置し、AED(自動体外式除細動器)を扱える職員を確保してください。
- カ 「5 協定の締結」に定める運営の引き継ぎ業務を通じ、現在在籍している児童をそ のまま受け入れる能力を有するだけの職員数及び質を確保してください。

(2) 施設長

- ア 施設長は専任とし、他の施設と兼務しない者で、健全な心身を有し、福祉事業に熱意があり、園を適切に運営できる者としてください。
- イ 保育士資格を有し、民営化時点で認可保育園での勤務経験が 10 年以上かつ認可保育園の施設長に3年以上従事した経験がある者としてください。
- ウ 防火管理者(甲種)資格取得をしている職員としてください。

(3) 保育士

- ア 神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第46条第2項に定める保育に従事する職員は、すべて保育士としてください。
- イ 常勤保育士のほか、非常勤保育士を配置する等により、朝夕の児童が少ない時間についても、適切な人員を配置してください。
- ウ 1歳児の保育に当たる保育士については、海老名市立保育園における独自基準を継承 し、保育士1人に対し児童は4.5人までとしてください。
- エ アレルギー児や障がい児保育等に配慮し、対応できる人員を配置してください。

(4) 調理員

- ア 調理業務は、第三者への委託も可能としますが、その際従事する者については、次の 条件を満たしてください。
- イ 調理員は、児童の年齢や健康状態に応じた適切な調理を実施できる者とし、アレルギー児(複数の食材に起因するものも含む。)等に対応できる人員を配置してください。
- ウ 調理師資格を持つ調理員を1名以上配置してください。

(5) 栄養士

- ア 児童及び保護者が栄養に関する適切な指導管理を受ける環境を確保するため、栄養士 資格を持つ職員を配置してください。
- イ 前項に定める環境が確保できる場合は、調理員その他の職員、又は他の施設の栄養士 と兼務することができます。

(6) 安全監視員

- ア 児童の登降園に際し、不審者等の侵入防止を図るとともに保育園職員と連携して、園 児の避難誘導を行うため、保育園に安全監視員を配置してください。
- イ 安全監視員は、保育園の開所時間からの4時間及び閉所時間までの4時間については、 必ず配置してください。

(7) その他

その他、法令に従い、保育園の適正な管理を行い、児童の健やかな発達を促すにあたり必要な職員を配置してください。

5 事業者が行う業務

(1) 基本的事項

勝瀬保育園の運営に際しては、児童福祉の本旨に基づき、子どもの健全な発達に寄与するよう業務に全力で取り組んでください。

その内容については、関係法令の定めによるもののほか、この要項、協定書、三者協議会での合意事項に基づき実施するものとします。

主な業務については、次のとおりです。

(2) 保育業務

ア 保育業務に関する基本事項

児童福祉法の精神に則り、その他関係法令及び保育所保育指針その他の関係省庁、 県等が発する通知や通達等を遵守し、海老名市福祉事務所長が入所を決定した児童を、 保護者の保育を必要とする状況を踏まえ、必要な時間保育してください。

また、公立保育園が掲げる保育方針を参考に、勝瀬保育園における保育の精神を受け継ぎ、明確な理念を持ち、児童福祉の本旨に基づき、児童の健やかな発達の支えとなるよう努めてください。

保育士をはじめとする職員は、積極的に研修等を受け、児童福祉施設としての役割を全うするように取り組んでください。

イ 開所日、開所時間等

勝瀬保育園の開所日及び開所時間は提案事項とします。地域特性等を考慮し、より効果的な時間を提案してください。ただし、現在の開所時間より短縮して行うことはできません。

なお、現在の開所日の開所時間及び保育を実施しない日は以下のとおりです。

① 月曜日から金曜日まで

基本保育時間 : 8 時 30 分~16 時 30 分 時間外保育時間: 7 時 00 分~8 時 30 分

16時30分~18時00分

延長保育時間 : 18 時 00 分~19 時 00 分

② 十曜日

時間外保育時間: 7時00分~17時00分

延長保育時間 : 実施なし

- ※ 土曜日については、既存施設の特例により保育時間が 10 時間となっています が、移管後は11 時間以上の設定が必要です。
- ③ 保育を実施しない日

日曜日・祝日・年末年始(12月29日から翌1月3日まで)

ウ 配慮が必要な児童への対応

指数順で入所を決定するため、障がい児等、配慮が必要な児童を入所決定することもあります。必要な体制をとってください。

工 延長保育

延長保育料については、現行の料金の範囲内において設定してください。

事業者の提案により、開所時間を延長する場合の延長保育料は、提案事項とします。

① 月極による延長保育料金(保育標準時間認定)

利用時間	徴収金額 (月額)
18:00~18:30	2,500 円
18:00~19:00	5,000円

② 延長保育利用の承認を得ていない者が利用した場合

(18時30分までの承認を受けた者がさらに延長する場合を含む。)

利用時間	徴収金額(1回)
30 分あたり	500 円

オ 給食及び補食の提供

勝瀬保育園においては、全ての年齢に対し自園調理による完全給食を実施してください。また、食物アレルギー(複数の食材に起因する場合を含む。)や宗教上の理由等により他の児童と同一の給食を喫食できない場合は、保護者と面談の上、適切な給食を実施してください。

なお、3歳以上児の給食費については、主食 1,000 円/月、副食 4,500 円/月の範囲内で設定してください。

カ その他の留意事項

その他の事項について、現状の勝瀬保育園で実施している保育業務(おゆうぎ発表会、遠足等の行事を含む。)についても、水準を低下することなく実施してください。 なお、現在実施している行事については、別表のとおりです。

また、業務の遂行にあたり保護者に実費の負担を求めることはできるものとしますが、その内容や金額については、三者協議会での協議が必要です。

(3) 子育て支援業務

ア 園庭開放

地域への園庭の開放を行ってください。

イ 児童福祉法第48条の3第1項に規定する保育情報の提供、相談及び助言 保育園において、入所児童の保護者はもとより、地域住民から育児相談等があった 場合は、親身に対応してください。また、積極的に研修を実施し、相談に応ずるだけの 力量を得てください。

ウ その他の子育て支援業務

その他の事項について、現状の勝瀬保育園で実施している子育て支援業務(保育実習の受け入れ、地域交流事業を含む。)についても、水準を低下することなく実施してください。

- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) その他必要な業務

5 協定・契約の締結

1 協定の締結

(1) 仮協定の締結

内定した法人と、速やかに仮協定を締結します。

(2) 本協定の締結

仮協定の締結後、細部を協議の上、協定の締結を行います。

勝瀬保育園の管理運営にかかる細目事項については、市と事業者が協議を行い、協定を締結することとします。この場合、市は事業者の提案に対し修正を求めることができることとし、事業者者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。

2 運営の引き継ぎ

(1) 運営の引き継ぎ業務

勝瀬保育園事業者の決定後、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間を、 運営の引き継ぎ期間とし、市職員と事業者による合同保育期間とします。

事業者は、当該期間中に、入所している児童の発達や健康の状況、保護者との関係について市職員から引き継ぎを受けるとともに、勝瀬保育園が開所後40年以上にわたり築き上げてきた地域との関係性を受け継ぎ、将来にわたり愛される保育園となるようその精神を受け継がなければなりません。

引き継ぎ期間においては、市が保育の実施主体となりながら、市職員の指示に従い、 保育内容の引き継ぎを行うものとします。なお、期間を通じて最低2名の常勤保育士 の派遣を受けるものとします。この期間中の具体的な引き継ぎの方法や派遣人数、費 用負担のあり方については、提案事項とします。

(2) 契約の締結

引き継ぎにあたっては、別途契約を締結するものとします。

契約の内容については、事業者の提案をもとに、市及び三者協議会の意見を取り入れながら、事業者と協議の上決定します。

3 譲渡・貸借契約の締結

(1) 土 地

移管までの期間に事業者と期間を 10 年間とする無償での使用貸借契約を締結します。この使用貸借契約期間中に、不動産鑑定を実施し、期間満了後の譲渡について定める譲渡契約を締結します。代金の納入については、契約の中で定めるものとします。

(2) 建物

不動産鑑定を実施し、移管までの期間に事業者と譲渡契約を締結します。代金の納入については、契約の中で定めるものとします。

4 秘密の保持義務

事業者は、業務の引き継ぎにあたり、個人情報を収集し、保管し、又は利用するに当たっては、個人情報保護法及び海老名市個人情報保護条例の主旨を十分尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければいけません。

■ 公募及び選定スケジュール

日	程	内 容
11 月	下旬	第2回選定委員会 (募集要項の決定)
12月1日	(火)	募集要項配布開始
12月1日 12月22日	(火) から (火) まで	質問受付期間
' '	(火) から (金) まで	現場説明会受付期間
12 月	中旬	現場説明会(指定した日時)
12 月	下旬	申請受付日
1月	上旬	資格審査結果の通知 (同時に面接審査の日時を通知します。)
1月	中旬	第3回選定委員会 (面接審査)
1月	下旬	第4回選定委員会 (事業者の決定)
1月	下旬	選定結果通知・公表
4月1日	(木)	引き継ぎ保育開始

書類提出・問い合わせ先

〒243−0422

海老名市中新田 377 番地

(えびなこどもセンター内)

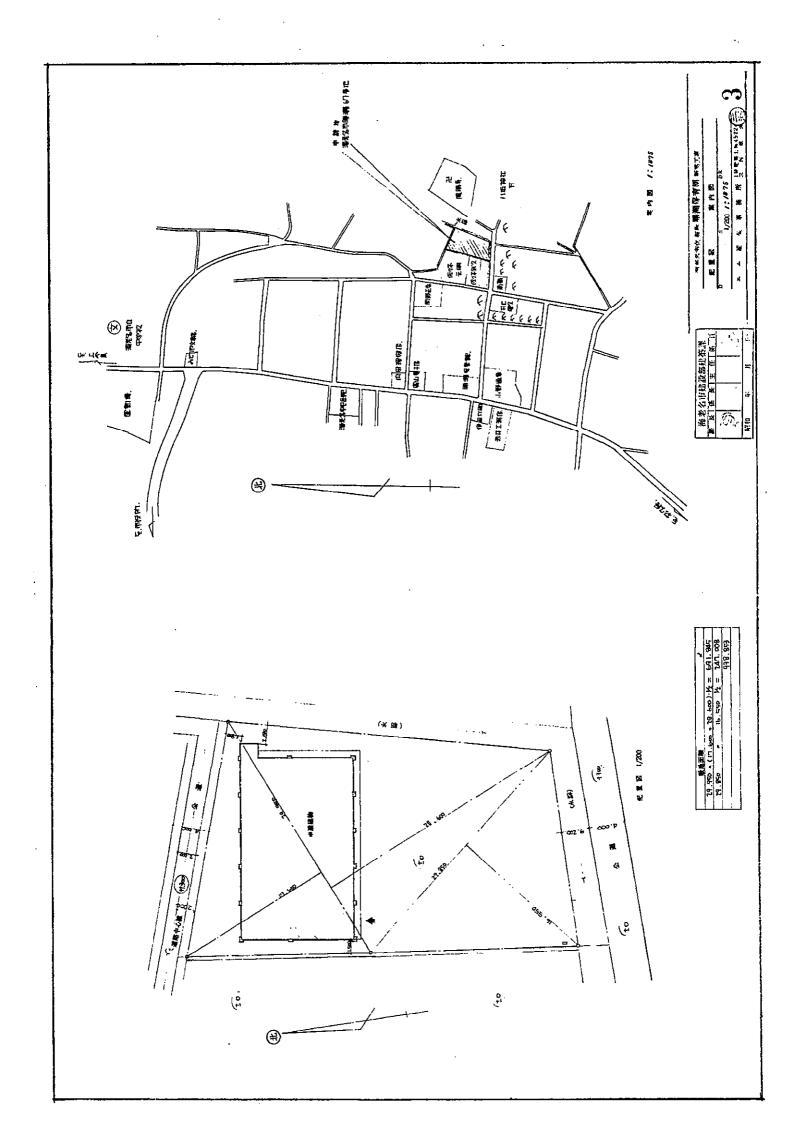
海老名市保健福祉部保育·幼稚園課

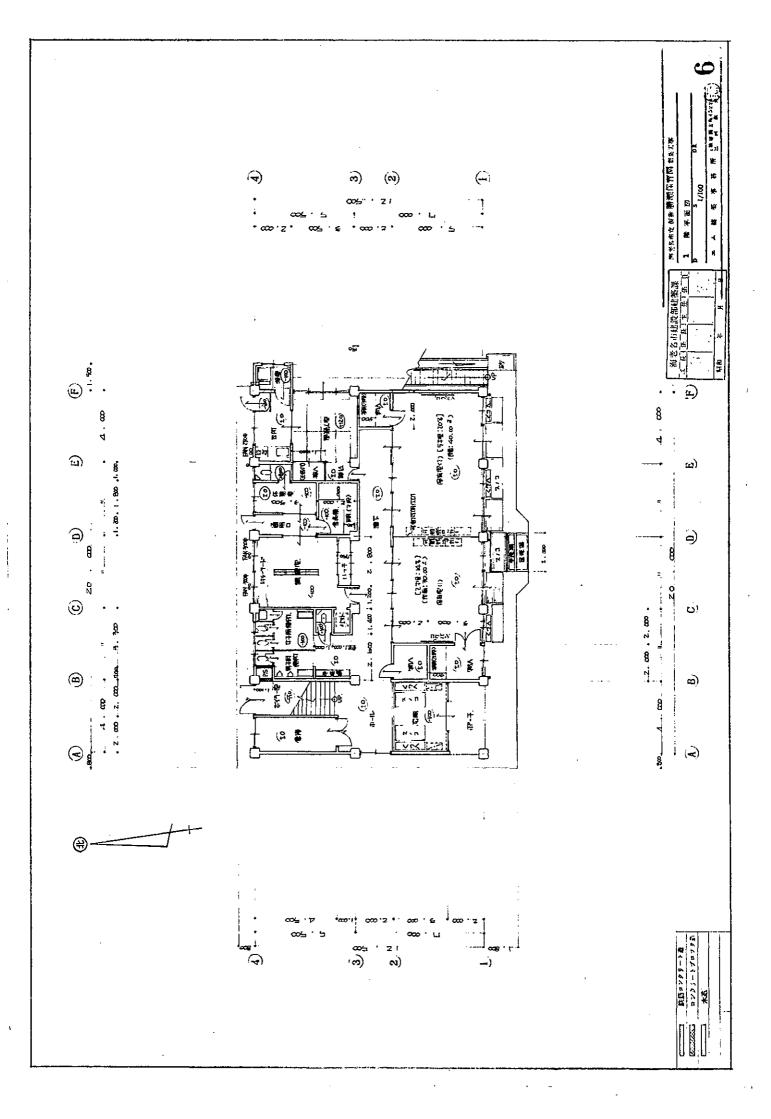
電話:046-235-4824

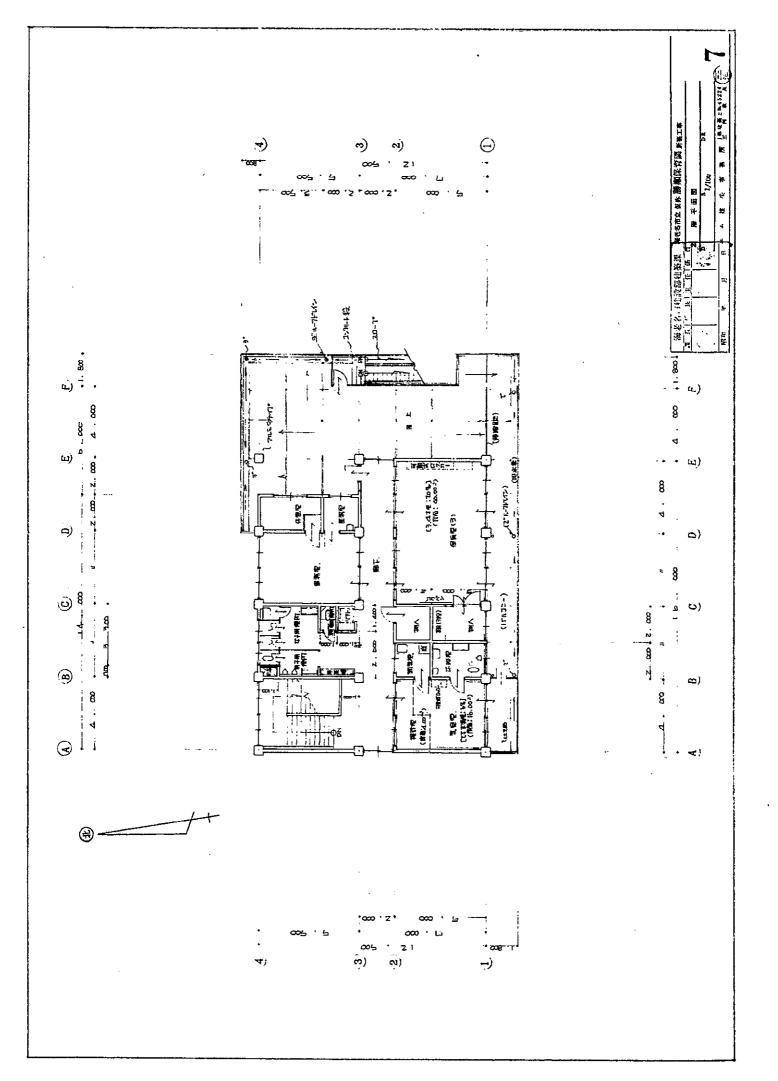
E-mail: hoiku@city.ebina.kanagawa.jp

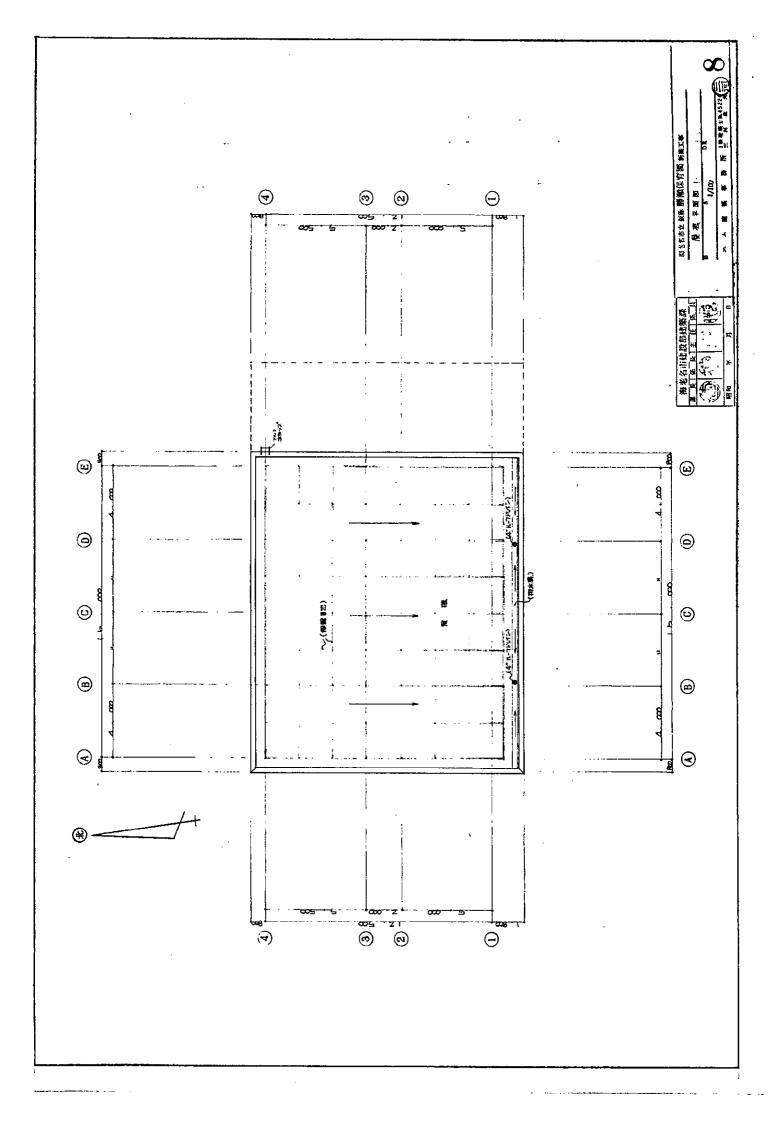
勝瀬保育園周辺図(イメージ図)

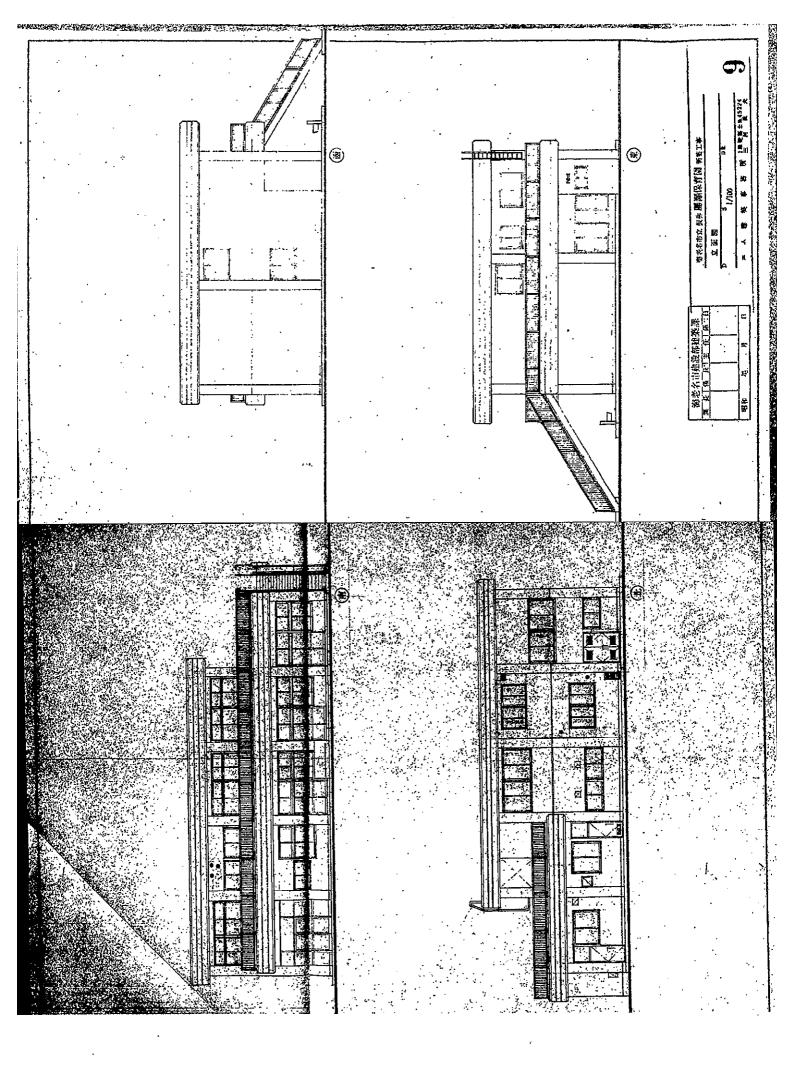












公立保育園施設概要

			- カケ公保育周	中新田保育園中新田保育園中が日保育園中の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の		勝瀬保育園	上河内保育園			
			他グ分体月風	门水桶体有图	ドラ水体育園	既存棟・ぴよぴよ棟	敷地内増築棟	西棟	<i>附</i> 棋休 月 图	工州内休月恩
所	在	地	東柏ケ谷2-14-6	門沢橋2-22-7	下今泉5-8-23		中新田4-19-1		勝瀬8−1	上河内258-3
電	話番	号	231-0103	238-3231	232-1876	232-3259	232-3259	232-3259	232-5994	239-3601
用	途 地	」域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	市街化調整区域		市街化調整区域		第一種中高層住居専用地域	市街化調整区域
建	築	年	平成4年 平成21年増築	昭和46年	平成29年	平成10年 平成23年増築	平成27年	平成27年	昭和53年	平成2年
耐	震影	》断	新耐震基準	H9診断 H10耐震補強済	新耐震基準	新耐震基準	新耐震基準	新耐震基準	H11診断 問題なし	新耐震基準
構		造	鉄筋2階建	鉄骨造平屋建	木造2階建	鉄筋2階建 鉄骨造平屋建	鉄骨造	軽量鉄骨造	鉄筋2階建	鉄筋2階建
敷	地面	ī積	1266.95 m 1	2925.17 ㎡	2206.65m²	1740.00㎡	左に含む	1370.93m ²	1740.00m²	1795.75
建	築面	ī積	456.21 m ²	328.80㎡	412.67m ²	718.45 ㎡	50.71 m ²	252.08m²	253.00 m²	440.24
延	床面	ī積	561.04m²	328.80m²	602.89m²	786.20㎡	50.71 m²	252.08㎡	434.00m²	685.15㎡

令和2年度年間行事計画(当初計画)

海老名市立勝瀬保育園 海老名市勝瀬8-1 電話 046-232-5994

保育目標

- 1. よく遊ぶ子ども
- 2. 心豊かで思いやりのある子ども
- 3. 人と協力していける子ども

※印は保護者参加です

_		ı		1			
月	В	行 事	健康	月	В	行 事	健康
4月	1日 (水)	入園を祝う会	• 身体測定	10月	1日(木)	衣がえ	
		(新入園児保護者参加)	(毎月)		6日 (火)	市の交通安全	
		※クラス懇談会 ひよこ組			9日 (金)	・園外保育(かもめ組)	• 内科健診(全園児)
	1日 (水)	※クラス懇談会 あひる組			16日(金)	・園外保育(ちどり・はと組)	(日程は未定)
	2日 (木)	※クラス懇談会 ぺんぎん組			30日(金)	・ハロウィン	目の愛護デー
	3日 (金)	※クラス懇談会 ちどり組					(10月10日)
	6日 (月)	※クラス懇談会 はと組					
	9日 (木)	※クラス懇談会 かもめ組		11月	14日(土)	※おゆうぎ発表会	
						(6園合同3歳以上児のみ)	
5月	14日(木)	・絵画展(~17日まで)	• 内科健診(全園児)				
			(5月20日)		未定	• 世代間交流	
	23日 (土)	※運動会			未定	・芋ほり	
		(雨天時は5/24(日))	• 尿検査	12月	8日 (火)	※保育参観②	・インフルエンザ
	29日 (金)	・歩き遠足	(4・5歳児)		22日 (火)	クリスマス会	予防月間
		(4・5歳児)			28日 (月)	保育納め	
6月	1日(月)	衣がえ	•歯科検診(全園児)	1月	4日 (月)	• 保育はじめ	
	23日 (火)	プール開き	(6月4日)		22日(金)	お店屋さんごっこ	・インフルエンザ
	25日 (木)	※保育参観①	・歯の衛生週間		未定	観劇(人形劇)	予防月間
7月	7日 (火)	• 七夕集会		2月	2日 (火)	豆まき会	・インフルエンザ
	17日(金)	夏まつり会			未定	• 消防訓練	予防月間
		プール遊び			未定	・春のお茶会	
					未定	※クラス懇談会	
8月	26日 (水)	・おばけやしき	• 鼻の日	3月	3日 (水)	ひなまつり会	耳の日(3月3日)
		プール遊び	(8月7日)		5日 (金)	・お別れ遠足	
						(はと・かもめ組)	
9月	1日 (火)	※引渡し訓練			12日(金)	お別れ会	
	11日(金)	県交通安全教室			27日 (土)	※卒園を祝う会	
						(3歳以上児)	

- *内科健診・歯科検診は、必ず受診してください。
- *新入園児のいる月は、初日に保護者と共に「入園を祝う会」を行います。
- *年間を通じて、実習生・体験学習・ボランティア等を受け入れています。
- *上記の他に、毎月…誕生会・避難訓練・交通安全指導を行います。
 - 隔月…防犯訓練・クルン集会を予定しています。
- *保育参加は5月~7月、9月~2月の午前中に実施しています。(ご希望により1日参加可、個人面談可)※給食費あり
- *保育参観は6月と12月に実施します。 ビデオ・写真撮影もOKです。
- *クラス懇談会は、4月(新担任との顔合わせ)と2月に実施します。
- *地域の方に毎日午前・午後「園庭開放」を行なっています。また保育体験・給食体験も受付けています。
- ※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく変更して実施しています。

■保護者のご意見を募集要項に反映させた部分(主なもの)

今までの保護者説明会や質問票でのご意見を受け、今回お示しした移管先事業者募集要項(案)に反映させた主な部分は次のとおりです。

項目	頁	ご意見	募集要項(案)での対応
新型コロナウイ ルス感染症対応	1	新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、事業を進めてしま うのは不安です。	「新型コロナウイルス感染症対応」との項目を設け、応募事業者にも感染症対策に十分留意の上、適切な対応を取るよう求めました。 また、県内に緊急事態宣言が再発令されるなど、児童に危険が及ぶような場合は、業務を一時中断する旨定めました。
勝瀬保育園の保 育の継承	1, 2, 3 , 5, 9, 11, 12	今の勝瀬保育園の保育を変えないでほしいです。	勝瀬保育園の保育を継承していくことについて、基本理念、応募資格、選定基準、事業者が行うべき基本的事項、事業者が行う業務の項目に明示し、募集・選定を進めていく考えをより強く示しました。
引き継ぎ保育	3, 13	引き継ぎ保育は1年間確保すべきです。	当初、引き継ぎ保育は半年間としていましたが、1年間とし、1年間の保育の流れを引き継げるように定めました。
現在の場所での 運営	3	地域との関係にも配慮し、現在の場所で運営を続けてほしいです。	応募資格に、「現在の場所で」運営することを加えました。
長期にわたる運営	3	民間事業者は業績が悪化するとすぐに撤退する印象があるので、そうならないよう長期にわたって運営することを定めてほしいです。	応募資格に、「30年以上安定的に」運営することを加えま した。
障がい児・アレ ルギー児対応	5, 9, 11	民間事業者は障がい児・アレルギー児対応に不安があるので、しっかりと対応してほしいです。	勝瀬保育園の障がい児・アレルギー児対応の水準を落とす ことのないよう、選定基準、事業者が行うべき基本的事項、 職員体制、事業者が行う業務の項目に明示し、募集・選定を 進めていく考えをより強く示しました。
敷地東側の万年 塀	'/	敷地東側の万年塀について、まだ倒壊防止の対策が取られていないので、このまま民営化されてしまうのは不安です。	安全性の確保については、市で責任を持って対応していく ことを明示しました。
三者協議会の設 置	9	他市町村の事例では、民営化後にも保護者が運営にかかわれるよう、三者協議会を設置します。同様に設置してほしいです。	事業者・保護者・市の三者でつくる三者協議会を移管前に 設置し、移管後の保育内容等について協議していく旨定めま した。
保育内容の継承 期間	9	今の在園児がいる間は、保育内容を変えないでほしいです。	要項に定める保育内容や三者協議会については、令和2年 10月現在在籍している児童が卒園するまでの期間は遵守して いくよう明示しました。
職員の経験年数	9	民間保育園は若手の先生ばかりのところもあるので、経験年数などバランスがとれるようにしてほしいです。	事業者は、運営業務開始までに余裕を持ち、経験年数等に 配慮するなど、業務遂行にふさわしい保育士、調理員その他 必要な人員を選定することを定めました。

■勝瀬保育園の民営化にあたり協議をお願いしたい事項

勝瀬保育園の民営化にあたっては、保護者の意見も踏まえ、最適な事業者を選定するため、当初予定よりも選定委員会の回数を増やし、より充実した審議ができるようにしております。

移管先事業者募集要項については、保護者説明会を通じ、できる限り保護者の意見を取り入れたものとして作成しておりますが、一部意見が分かれる部分があり、特に選定委員会で議論をお願いしたい内容がありますので、お示しします。

確認項目	頁	当初案	論 点	課題	備考
応募資格	3	在において、海老名 市内で認可保育所を 運営している法人で	市内の事業者に限る必要はないのではないか。 法人格に制限は設けるべきか。	事務局案では、市内事業者の方が、市内の社会情勢や保育所の状況を理解していると考えられるほか、選定にあたっても保育所の運営状況をより正確に把握でき、ふさわしい事業者を選定できるとの考えから、市内事業者に限るものとしました。一方、広く良質な保育を目指す事業者を募るべきだというご意見もありました。また、一部の保護者からは、社会福祉法人に限った方が安心できるとの声もありました。	
みっせき もあ	8	建て替え工事ではなく、大規模改修工事とする計画の提案も可能とする。		公共施設全般について、大規模改修により長期間活用する事例も出てきているため、再活用の方法も可能とする こととしたものです。一方、長期運営を求める観点か ら、建て替えに限る考えもあります。	アンケート実施項目 大規模改修の場合は、 構造に関する診断を事 業者の負担での実施を 義務付け
建て替え計画	U	財産処分期間内(令和6年度まで)は解体禁止	工事期間の前倒しを認めてもよいか。 または、「民営化○年経過後」と設定すべきか。	事業者の意向により返金を前提とした解体を認めても構わないとの考え方もあります。また、保護者からは、園庭が制限されるので、現在の在園児が卒園するまでは工事に入らないでほしいとの声もある一方、早期に実施してほしいとの意見もありました。	
園庭の面積	8	を敷地内に確保する	現状を維持すべきか。 現状;494.0㎡ 基準;145.2㎡	広い園庭が勝瀬保育園の特色となっており、県条例を上 回る園庭を求める声がありました。	
土地の扱い	13	民営化後10年間は無 償貸与、その後は売 却	10年経過後は売却せず 有償貸与とすべきか。	民営化後も市のかかわりを残してほしいとの声や、収入を永続的に確保するため、有償貸与とすべきとの意見もありました(有償貸与の場合は、地価が変動なければ25年程度で売却の際の収入を上回る。)。	者募集要項では10年経
建物の扱い	13	有償譲渡	無償譲渡とすべきか。	資産価値が低いことが見込まれ、かつ有償譲渡の場合は 国庫負担金の返金が必要なため、無償譲渡とした方が効 率的との考え方もあります。	事務局案は他市町村を 参考

■ 移管先事業者募集要項に関する保護者アンケート

10月9日、10日に実施した保護者説明会において、移管先事業者募集要項(案)の内容についてご説 明した際、募集要項の一部の内容について、具体的にアンケートを取ってはどうかというご提案をいただ きました。

これを受け、移管先事業者募集要項(案)の作成及び選定委員会での審議において参考とすることを目 的に、勝頼保育園在園児の全世帯(42世帯)を対象に、10月22日~27日に、次の設問によりアンケー トを行いました。

- 1 応募資格について、市内事業者に限定することについてのお考えをお聞かせください
 - 1 市内に限るべき
- 2 市内に限る必要はない
- 3 どちらでもよい
- ※ 募集要項 (案) では、市内事業者の方が、市内の社会情勢や保育所の状況を理解していると考えられるほか、選定にあたって も保育所の運営状況をより正確に把握でき、ふさわしい事業者を選定できるとの考えから、市内事業者に限るものとしました。 一方で説明会では、広く良質な保育を目指す事業者を募るべきだというご意見もありました。
- 2 建て替えに加え、リノベーションも認めることについてのお考えをお聞かせください
 - 1 建て替えがよい 2 リノベーションを認めてもよい 3 どちらでもよい
- ※ リノベーションとする場合は、建物の構造検査の実施と、市への結果報告を条件に加えます。
- 3 建て替え又はリノベーションの実施時期に関して、条件を付けることについてのお考えをお聞かせ ください
 - 1 できるだけ早い時期に行う 2 卒園後に行う 3 条件は付けなくてよい 4 どちらでもよい

- 4 市では、みなさまのご意見をできる限り取り入れながら、その他の条件も総合的に考慮し、令和4 年4月の民営化に向けた準備を進めていきたいと考えております。これまでの市の説明について、ど のように感じておられるのかお聞かせください
 - 1 理解した
- 2 理解できない部分もあるが、やむをえない

3の場合は、理由をご記入ください。

5 その他、お気付きのことがありましたら、ご記入ください。

ご協力ありがとうございました。10月27日(火)までに保育園にご提出ください。

勝瀬保育園保護者アンケート

※1世帯につき1件として集計

			選択肢					
No	問		1	2	3	4	計	備考
			回答数	回答数	回答数	回答数		
	市内	回答	市内	市外	どちらでも			
1		小計	7	21	14		42	
	市外	割合	17%	50%	33%			

※ 同時に市内の民間保育園に対し実施した応募の意向調査では、16事業者中6事業者から 「希望がある」との回答がありました。

	y /	回答	建て替え	リノベ	どちらでも			
2	ベの	小計	11	14	16		41	無回答1
	可否	割合	27%	34%	39%			
	工事	回答	早期	卒園後	無条件	どちらでも		
3	Ø.	小計	8	15	6	13	42	
	時 期	割合	19%	36%	14%	31%		
	理	回答	理解した	やむをえない	理解できない			
4	解	小計	10	20	12		42	
	度	割合	23.8%	47.6%	28.6%			

反対	疑問点あり	無記入
9	2	1
21.4%	4.8%	2.4%

【4 理解できない場合の主な理由】

- ・「子育てしやすい街」とずいぶんと遠い事業である。
- ・保護者の意見をどのタイミングで取り入れられるのか不明。
- ・下今泉保育園指定管理導入の際も在園していたが、結局取り入れられた保護者の意見は わずかだった。
- ・コロナの影響がある中、このまま進める必要性が理解できない。
- ・民営化の必要性はわかるが、令和4年4月にしなくてはいけない理由が理解できない。
- ・保護者との対話が不十分だと感じる。
- ・市長は市民の意見を聞く気がない。
- ・手を挙げる事業者がいるのか不安。

【5その他の主な意見】

- ・海老名市は計画が遅く、住民に問わず、案内も不十分。今後、考えてほしい。
- ・建て替えに関する意見は、その時の在園児の意見で構わない。
- ・今の園が好きだが、財政の事情も分かり、うまく言えない。
- ・夜間に説明会や保護者会を開くのは、子どものことを考えると難しいと感じる。
- ・保育士の待遇が下がらないようにしてほしい。
- ・みんなマスクをしている中、しっかりコミュニケーションが取れるか不安。
- ・下今泉保育園指定管理導入は課題が多かったのになぜ成功例としているのかわからない。
- ・在園児が卒園してからにしてほしい。
- ・子どものことを一番に考えてほしい。
- ・市の職員と保育士に負担がかかっており、無理が生じている。
- ・民間でも公立でもアレルギーや障がい児対応ができるような体制をとってほしい。
- ・今の雰囲気を変えないでほしい。

海老名市立勝瀬保育園移管先事業者審査要領 (案)

1 提出書類

応募を希望する事業者は、別紙「海老名市立勝瀬保育園移管先事業者申請書類 一式」に定める必要書類を提出するものとする。

2 審查方法

(1) 資格審査(事務局による審査)

募集要項に定める資格を有するか審査する。

(2) 書類審査(委員会による審査)

応募者から提出された書類を審査する。

(3) 面接審査(委員会による審査)

申請者に対し、面接(プレゼンテーションを行い、採点する。時間は、1事業者あたり30分間(説明10分、質疑応答20分)を基本とする。

(4) その他

応募事業者が運営している保育園を見学するとともに質疑応答を行い、運営状況を確認する。

3 判定方法

- (1) 資格審査に合格した者のみ、次の審査に進むものとする。
- (2) 委員会による審査については、書類審査、面接審査、その他の結果を総合 的に判断し、審査基準表に基づき、評点を審査票(別途配布)に記入する。
- (3) 各委員の採点結果を事務局が集計する。
- (4) 集計結果について、審査票を提出した委員の数で除し、小数点以下を四捨 五入する。
- (5) 評点が6割に満たない場合は失格とする。また、失格点を設定した項目の うち1か所でも基準の点数を下回った場合は、失格とする。
- (6) ここまでの審査にすべて合格した事業者のうち、最高得点を獲得した事業 者を移管先事業者とする。

4 資格確認項目及び審査の基準

別紙のとおり

5 選定スケジュール

日	程	内 容
11 月	下旬	第2回選定委員会 (募集要項の決定)
12月1日	(火)	募集要項配布開始
	(火) から (火) まで	質問受付期間
	(火)から (金)まで	現場説明会受付期間
12 月	中旬	現場説明会(指定した日時)
12 月	下旬	申請受付日
1月	上旬	資格審査結果の通知 (同時に面接審査の日時を通知します。)
1月	中旬	第3回選定委員会 (面接審査)
1月	下旬	第4回選定委員会 (事業者の決定)
1月	下旬	選定結果通知・公表
4月1日	(木)	引き継ぎ保育開始

資格確認基準

資格の確認

確認項目	審查項目	確認
欠格事項の有無	令和2年10月1日現在において、海老名市内で認可保育所を運営している法人であること。	
	海老名市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配 法人に該当していないこと。	
	最近1年間に、国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。	
	会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。	
	現場説明会に参加していること。	
	その他、法令等に違反していないこと。	

採点基準表

判断基準	評点
非常に優れている。	5
期待より優れている。	4
期待どおり。	3
あまり優れていない。	2
最低限はクリアしている。	1
不適正又は非該当。	0

※ 5点満点の場合の基準表です。10点満点の項目は2倍、 15点満点の項目は3倍、20点満点の場合は4倍を目安に 採点してください。

審査基準表

- ・各審査項目について、評価基準を参考に採点する。
 ・合計得点が、最低基準(6割:150点)を下回った場合は、失格とする。
 ・欠格条項(網掛け部分)が規定の点数を下回った場合は、失格とする。

評価基準	主に参照すべき項目	最低点	配点	項目 上限点
・ 「サービスの向上を図る能力を有していること。				
※着眼点 ・公立保育園の保育方針、保育内容、行事運営を 引き継いでいるか。	様式2-1-1、2、3、 2-2-3、4、5	10	20	
※着眼点 ・要保護児童への対応が明記されているか。内容 は適切か。 ・国籍・宗教(給食など)の多様性に対する対応が 明記されているか。内容は適切か。	様式2-1-1、2、3、 5、 2-2-6、7、10、11	5	10	
※着眼点 ・防災・防犯・衛生管理・虐待への対応が明記されているか。内容は適切か。 ・アレルギー・障がい児対応の取組が明記されているか。内容は適切か。	様式2-2-6、7、8、 9、10、11	10	20	75
※着眼点 ・現在の水準を下回っていないか。 ・保護者の費用負担は過大ではないか。 ・行事の設定は適切か。	様式2-2-1、2、4、 14、15		10	
※着眼点(主に入所中の児童を対象とした事業) ・開所日・時間の提案内容は適切か。 ・内容は適切か。	様式2-2-1、2、4、 14、15		5	
※着眼点 ・三者協議会の趣旨を理解し、協議事項を反映させる能力を有しているか。 ・事業内容のPDCAサイクルが整っているか。	様式2-2-12、 2-5-3		10	
明確な理念及び計画を有していること。				
※着眼点 ・公立保育園の保育を受け継ぎ、民営化後も運営していく内容としてなっているか。 ・三者協議会の趣旨を理解し、運営に反映させることとしているか。	様式2-1-1、2、3、 2-2-3、4、12、13	10	20	
※着眼点 ・公立保育園の保育を受け継ぎ、民営化後も運営していく資質を有しているか。 ・移管後も職員をまとめていく力量を有しているか。	様式2-1-5、6	10	20	50
※着眼点 ・要項に定める基準を満たす計画となっているか。 ・児童福祉環境の向上につながる計画となっているか。 ・現実的な計画となっているか。	様式2-4-1		5	
※着眼点 ・要項に定める基準を満たす計画となっているか。 ・児童福祉環境の向上につながる計画となっているか。 ・現実的な計画となっているか。	様式2-4-2		5	
	サービスの向上を図る能力を有していること。 ※着眼点 ・公立保育園の保育方針、保育内容、行事運営を引き継いでいるか。 ・国籍・宗教(給食など)の多様性に対する対応が明記されているか。内容は適切か。 ・国籍・宗教(給食など)の多様性に対する対応が明記されているか。内容は適切か。 ・国籍・宗教(給食など)の多様性に対する対応が明記されているか。内容は適切か。 ・※着眼点 ・・防災・防犯・衛生管理・虐待への対応が明記されているか。内容は適切か。 ・・アレルギー・障がい見対応の取組が明記されているか。内容は適切か。 ・・アレルギー・障がい見対応の取組が明記されているか。・保護者の費用負担は過大ではないか。 ・・行事の設定は適切か。 ※着眼点 ・・現在の水準を下回っていないか。 ・・行事の設定は適切か。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	**	# デービスの向上を図る能力を有していること。 ※着眼点 ・公立保育園の保育方針、保育内容、行事運営を 引き継いでいるか。 ・要保護児童への対応が明記されているか。内容 は適切か。 ・国籍・衆教(総食など)の多様性に対する対応が 明記されているか。内容は適切か。 ・ ※着眼点 ・現在の水準を下回っていないか。 ・保護者の費用負担は過大ではないか。 ・保護者の費用負担は過大ではないか。 ・保護者の費用負担は過大ではないか。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

3 事業計画書に沿った管理を安定して	でである。 - である。 - である。				
(1)既に運営している認可保育園その 他の事業の業務実績及び財務状況	・経営基盤の回転性・経営基盤の利益率②現年度の事業計画書及び収支予算書等※着眼点・経営開示情報の明確性	別添書類 (貸借対照表、損益計 算書、事業実績報告 書、収支決算書)	10	20	
(2)職員雇用計画及び労働条件	※着眼点 ・職員配置計画は県条例及び募集要項に適合しているか。 ・配置する職員の年齢構成は適正か。 ・従事者の福利厚生が十分か。 ・適法な労働条件を確保しているか。	様式2-1-4、5、6、 7、 2-2-5 様式4	10	20	50
(3)管理運営組織体制	※着眼点 ・組織体制は適当か。	様式2-1-4、 2-5-1		5	
(4)苦情受け付け体制	※着眼点 ・苦情、要望対応マニュアルの整備等、事業者内で問題を解決する取組があり、職員の教育ができているか。 ・市への報告体制が確立できているか。	様式2-5-2		5	
4 その他					
(1)勝瀬保育園が築き上げてきた地域との関係性その他を受け継ぐ能力	※着眼点 ・勝瀬地区の地域性を理解した提案となっているか。 ・近隣への配慮はあるか。	様式2-3-2、3		5	
(2)法令遵守能力	※着眼点 ・法令遵守方針・意識はあるか。 ・個人情報保護の取組は適切か。	様式2-5-4、様式4		5	
(3)子育て支援事業に係る新たな提案内容	※着眼点(主に入所中の児童以外を対象とした事業) ・現在の水準を下回っていないか。 ・新たな提案はなされているか。	様式2-3-1、4		5	
(4)地域との交流に係る提案内容	※着眼点 ・地域の特性を理解した内容となっているか。 ・魅力あるアイディアは含まれているか。	様式2-3-3、4		10	75
(5)現在勝瀬保育園に勤務している者の採用計画	※着眼点 ・採用に対する配慮はあるか。 ・労働条件は現在と遜色なく、適正なものとなっているか。	様式2-1-5、6、7	10	20	
(6)保育内容の引き継ぎ方法及び提 案内容	※着眼点 ・市が実施主体であることを理解しているか。 ・内容は適当か。	様式2-5-5		10	
(7)保育内容の引き継ぎの費用負担 の考え方	※着眼点 ・積算は適当か。	様式2-5-5		5	
(8)その他	※着眼点 ・既存の保育所の運営状況は良好か。 (施設見学により判断)			15	

満点

海老名市立勝瀬保育園 移管先事業者申請書類一式

令和〇年〇月 海老名市

年 月 日

海老名市長 あて

所 在 地

法人名

代表者名

印

海老名市立勝瀬保育園移管先事業者申請書

海老名市立勝瀬保育園の移管先事業者の指定を受けたいので、下記のとおり書類を添えて申請します。

- 1 海老名市立勝瀬保育園移管先事業者事業計画書(第2号様式)
- 2 申請事業者団体に関する書類(様式は任意)
- 3 法人の定款の写し、規約その他これらに類する書類
- 4 法人の登記事項証明書
- 5 勝瀬保育園に係る収支予算書(民営化後3か年分)
- 6 過去3年間(平成29年度~平成31年度)の貸借対照表及び損益計算書又は事業実績報告書及び収支決算書
- 7 法人における現事業年度(令和2年度)の事業計画書及び収支予算書
- 8 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(直近の決算期に係る もの)
- 9 暴力団員等の排除に係る調査承諾書(第3号様式)
- 10 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
- 11 労働分野に関する質問回答書(第4号様式)

海老名市立勝瀬保育園移管先事業者事業計画書

連絡担当者						
ふ り が	な					
氏	名					
電	話					
E-mai1						

以下、項目別に記載してください。記載しきれない場合は、行の追加や枠を広げることは可とします。

1 法人の概要

法人名				
所 在 地				
代 表 者				
法人設立年月日	明治・大正・昭和・平成・令和	年	月	日
法人の理念				

2 業務実績

法人において、既に運営している認可保育所について記載してください。

施設名称	所在地	開所 年月日	定員 (現在のもの)

第1 基本方針に関する事項	
1 法人における保育の理念・目標	
2 本事業に応募した動機	
2 平手末に心労した期饿	

3	勝瀬保育[園の運営	当方針	【予定】	園名:]
4	職員の配置	置計画	(令和4	年度当初	切)	
					単位:	人
	職種	職	員 配	置	処遇改善加算Ⅰ対象職員の経験年数	
					(前職を含む。)	
		常	非	計	10年 10~ 7~ 4年 平均勤	減

職種	職	員 配	置	処遇	処遇改善加算Ⅰ対象職員の経験年数			
				(前職を含む。)				
	常	非	計	10年	10~	7 ~	4年	平均勤続
	勤	常勤		以上	7年	4年	未満	年数
施設長		1 1 1 1					1 1 1 1	
主任保育士		 						
保育士		 						
調理員		 					 	
栄養士								
嘱 託 医		 						
安全監視員								
		i - - - -						
合 計		 						

5	
	予定する施設長
【施記	段長就任予定者の人物像】
【施記	段長採用の方法】
6 ₹	見在勝瀬保育園に勤務する職員の採用に関する考え方

7 職員の労働条件の設定についての考え方	
【勝瀬保育園から移行した職員について】	
【運営する他園の労働条件との整合性について】	

第2 保育業務に関する事項	
1 民営化後の保育時間・保育を実施しない日・受け入れ月齢	
【保育時間】	
※ 延長保育料を設定する場合は、料金表の案を添付してください。	
【保育を実施しない日】	
【受け入れ月齢】	
【考え方】	
2 保育サービスの拡充 (入所中の児童を対象とした事業)	

 3 年齡別保育方針 【 0 歲児】 【 1 歲児】 【 2 歲児】 【 3 歲児】
【1歳児】
【2歳児】
【2歳児】
【2歳児】
【2歳児】
【3歳児】
【3歳児】
【3歳児】
【4歳児】
【5歳児】
4 年間行事計画
参考資料の添付を可とします。

5	職員の研修計画
6	障がいをもつ児童への対応
6	障がいをもつ児童への対応

7	多様性に関する考え方 (国籍・宗教・発達など)
8	防災・防犯に関する取組
	別次・別記に戻りる 取組
	が次。 関連に関する取組
	例次・例2に関する取組
	の火・ の元に関する収組
	一切火・防化に戻りる収組
	の次・例化に関する収組
	例次・例犯に関する収益
	一方元に関する収制

9	衛生管理に関する考え方
10	児童虐待防止のための取組

11 給食・補食の提供に関する考え方
【全体的な考え方】
【アレルギーに対する考え方】
【宗教食に対する考え方】

1.0	二本植業人名の植業市西、の本文士
12	三者協議会での協議事項への考え方
13	法人が運営する他の保育所とのかかわり
13	法人が運営する他の保育所とのかかわり

14	保護者に費用負担を求	めるもの	
*	現段階で予定している	(購入を求めるものを含む。)	ものの内容及び金額につ
V	って記載してください。		
15	その他アピール事項		

第:	3 子育て支援業務に関する事項
1	新規に予定する子育て支援事業の取組(入所中の児童以外を対象とした事業)
*	費用負担を求める場合は、料金及び積算についても記載してください。
9	地域もの関係性の構築についての考え去
	地域との関係性の構築についての考え方

3	地域との交流計画
4	その他アピール事項
4	その他アピール事項
4	その他アピール事項 ····································
4	その他アピール事項
4	その他アビール事項
4	その他アピール事項
4	その他アピール事項
4	その他アピール事項
4	その他アビール事項
4	その他アピール事項
4	その他アピール事項

L

第4 施設整備に関する事項
1 施設整備に関する計画概要
※ 建て替え又は大規模改修について選択し、具体的に記載してください。

2 敷地の利用計画について
【園庭の活用方法について】
【現プール・畑部分の活用方法について】

第 5	運営管理に関する事項
1	管理運営組織(組織図にて記載してください。)
0	せた
2	苦情受け付け体制

3	法人としての事業評価・点	検方法と三者協議会の関係性
1		
4	個人情報保護の取組	

5 引き継ぎ期間における	引き継ぎ方法
【保育内容の引き継ぎに係	る考え方】
【職員派遣体制】	
【必要経費】	円(想定額)
【経費積算の考え方】	

年 月 日

海老名市長 あて

所 在 地 法 人 名

代表者名

印

暴力団員等の排除に係る調査承諾書

海老名市立勝瀬保育園移管先事業者申請に伴い、当事業者及びその役員等その他 経営に関与する者(以下「役員等」という。)が下記の欠格事項のいずれかに該当 するか否かについて神奈川県警察本部に照会されることを承諾します。

なお、調査の承諾に当たり、当事業者の役員等の氏名等を別紙のとおり申告いたします。

【欠格事項】

- 1 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である場合
- 2 暴力団員等を使用している場合
- 3 暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を供与している場合
- 4 暴力団員と密接な交際等を有している場合
- 5 暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合

(別紙)

商号又は名称						
代 表 者						
彭	f 在 地					
	役 職 名	(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	住	所
役						
員						
等						
備	考					

- ※ 「役員等」欄には代表者も含めて記載してください。
- ※ 記載しきれない場合は、必要に応じて「役員等」欄を追加してください

労働分野に関する質問回答書

法人名						
以下の労働	動分野における貴	法人の考え方及	び各状況	について記	載してくだ	さい。
1 本事	業を行うに際し、	労働分野におけ	るコンプラ	ライアンス	(法令遵守)	の基
本方針。	とその実現方法を	記載してくださ	٧١ _°			

2 労働分野における、既に整備されている規程名及び労使間で締結されている
協定書(届)名を記載し、その写しを添付してください。
(注)
(1) 規程名は、就業規則、賃金規程等、
(2) 協定書(届)名は、時間外労働・休日労働に関する協定届、1年単位の
変形労働時間制に関する協定届、賃金控除に関する協定届等
3 本事業を行うに際し、「労使トラブル防止」の基本方針とその実現方法を記
載してください。

海老名市長 あて

所 在 地 法 人 名 代表者名

質 疑 書

事業名:海老名市立勝瀬保育園移管先事業者選定

番号	質疑内容

連絡担当者	
ふ り が な	
氏 名	
電 話	
E-mai1	

海老名市長 あて

所 在 地 法 人 名 代表者名

現場説明会参加申込書

次の事業に係る説明会の参加を申し込みます。

- 1 事業名 海老名市立勝瀬保育園移管先事業者選定
- 2 参加者(5名以内)

職名	氏 名

海老名市長 あて

所 在 地 法 人 名 代表者名

印

非公開としたい情報届出書

海老名市立勝瀬保育園移管先事業者の指定を受けるために提出した書類のうち、次の情報について非公開を希望するので届け出ます。

書類名	項	非公開を希望する事項

連絡担当	省者
ふり が	<i>t</i> s
氏	名
電	話
E-mai1	

年 月 日

海老名市長 あて

所 在 地 法 人 名 代表者名

印

参加辞退申出書

次の事業への参加を辞退したいので申し出ます。

事業名:海老名市立勝瀬保育園移管先事業者選定

辞退理由:

連絡担当者

ふ り が な

氏 名

電 話

E-mail